



宮 崎 県 公 報

平成31年3月28日(木曜日)号外 第11号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1	
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○救急診療所の認定……………(“) 1	
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定(2件)……………(環境管理課) 2	
○森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林 及び被害拡大防止森林の区域の変更……………(自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定……………(“) 2	
○重要生息地の指定……………(“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定(4件)……………(道路保全課) 3	
○洪水浸水想定区域の指定(15件)……………(河川課) 3	
訓 令	
○文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務課) 5	
公 告	
○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表……………(中調・地域課) 8	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 9	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 9	
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 9	
企業局企業管理規程	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………10	
企業局公営企業告示	
○公の施設の指定管理者の指定……………15	
病院局企業管理規程	
○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………15	
○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部 を改正する企業管理規程……………18	
○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程……………19	
○後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する 企業管理規程……………19	
人事委員会規則	
○平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項 まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附 則第5項から第8項までの規定による給料に関 する規則……………22	
○平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項 まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附 則第3項から第6項までの規定による給料に関 する規則を廃止する規則……………25	
○平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措 置に関する規則を廃止する規則……………25	
○時間外勤務命令の上限時間等に関する規則……………25	
○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改 正する規則……………26	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す る規則……………26	
○特定の職員に対する地域手当の支給に関する規 則の一部を改正する規則……………27	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則……………27	

告 示

宮崎県告示第 212号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
永山 圭太 (ながやま鍼灸接骨院)	都城市蓑原町3222-3	平成31年2月26日

宮崎県告示第 213号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
地方独立行政法人西都 児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

宮崎県告示第 214号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険西米良診療所	児湯郡西米良村大字村所66番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成31年3月31日から平成34年3月30日まで

宮崎県告示第 215号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 要措置区域

別図のとおり(都城市吉尾町8-4、26、27-1、28、29、30、31-2、32-1、33-2、35-1、35-2、35-3、35-4、38-1及び39-1)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び六価クロム化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

宮崎県告示第 216号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり(都城市吉尾町8-4、26、27-1、28、29、30、31-2、32-1、33-2、35-1、35-2、35-3、35-4、38-1及び39-1)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

宮崎県告示第 217号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局

宮崎県告示第 218号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字黒瀬1-1、4-1、16-3、字下タノ原 292

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 219号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例(平成17年宮崎県条例第84号)第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

友内川重要生息地

2 指定の区域

延岡市の友内川

3 指定の区域の保護に関する指針

(1) 野生動植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境

友内川は、上下流に水門が設置されていて、ワンドのような環境を形成しており、県指定希少野生動植物であるアカメの稚魚の生息に不可欠とされるコアマモをはじめ、生物の生息域となる河畔林やヨシ等の植物が広がっていることから、これらの生育環境の維持に努める。

(2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針

当該生息地は自然環境に配慮した河川管理及び改修が行われていることから、(1)で掲げた環境を維持するため、清掃活動や生物の監視活動、希少な野生生物の保護に係る啓発活動等を積極的に進める。

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月28日から同年 4 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字崎山乙2248番29地先から同市同町山陰同字乙2248番5地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4 月12日

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月28日から同年 4 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字崎山乙2248番48地先から同市同町山陰同字乙2248番67地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4 月12日

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月28日から同年 4 月11日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2521番1地先から同市同町山陰同字乙2520番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4 月12日

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 3 月28日から同年 4 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2505番地先から同市同町山陰同字乙2505番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4 月12日

宮崎県告示第 224号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、沖田川水系沖田川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成18年宮崎県告示第 495号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 225号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、小丸川水系小丸川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成23年宮崎県告示第 925号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 226号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系高崎川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 695号）で指定し、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第 2 条第 1 項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた大淀川水系高崎川に係る浸水想定区域は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 227号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系本庄川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成20年宮崎県告示第 313号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 228号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系岩瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 229号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系瓜田川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県高岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 454号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 230号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 610号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 231号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系八重川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 232号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、清武川水系清武川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 650号）は廃止する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 233号

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、加江田川水系加江田川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成18年宮崎県告示第 267号）は廃止する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 234号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、細田川水系細田川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 637号）は廃止する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 235号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、潟上川水系潟上川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第1023号）は廃止する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県告示第 236号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、市木川水系市木川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 611号）は廃止する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 237号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、本城川水系本城川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 238号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、福島川水系福島川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓 令

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年 3 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章・第 2 章 [略] 第 3 章 文書の処理 第 1 節 本庁（第14条の 2 - 第30条） 第 2 節 [略] 第 4 章 [略]	目次 第 1 章・第 2 章 [略] 第 3 章 文書の処理 第 1 節 本庁（第14条の 2 - <u>第30条の 2</u> ） 第 2 節 [略] 第 4 章 [略]

第 5 章 文書の整理、保管及び保存

第 1 節 本庁 (第 37 条 - 第 49 条)

第 2 節 [略]

第 6 章 [略]

附則

(起案文書の修正)

第 26 条 起案文書の内容を修正した者は、修正した箇所に押印しなければならない。ただし、用字、用語等の形式上の修正をしたときは、この限りでない。

(供覧)

第 30 条 [略]

第 2 節 出先機関

(文書の発送)

第 35 条 [略]

2 文書を発送しようとするときは、主務課において原議に施行日を記入し、次に定める手続により処理しなければならない。

(1) [略]

(2) 集中発送する文書以外の文書 (書留、速達等を除く。) は、あて先を明記した封筒に入れ、総務課の文書発送箱に入れること。

(3) 書留、速達等により発送する文書は、あて先を明記した封筒に入れ、総務課の発送担当者に提示すること。

(4) 小包郵便物として発送する文書は、主務課において包装し、あて先を明記の上、総務課の所定の場所に置くこと。

(5) [略]

3 [略]

(完結文書の整理及び保管)

第 39 条 [略]

2 フラットファイルを使用することが適当でない完結文書にあっては、他の適当な整理用文具を用いることができる。この場合においては、整理した簿冊、箱等にフラットファイルに表示すべき項目と同じ内容の項目を表示しなければならない。

3 [略]

(文書の保存期間)

第 41 条 文書の保存期間の区分は、30 年、10 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満とする。

2・3 [略]

第 5 章 文書の整理、保管及び保存

第 1 節 本庁 (第 37 条 - 第 49 条の 2)

第 2 節 [略]

第 6 章 [略]

附則

(起案文書の修正)

第 26 条 起案文書の内容を修正した者は、修正した箇所及びその修正をした者を起案者に明らかにしなければならない。ただし、用字、用語等の形式上の修正又は軽微な修正をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、起案文書の内容について重大な修正を加える者は、あらかじめ、修正しようとする箇所を起案者に連絡するよう努めるものとする。

(供覧)

第 30 条 [略]

(決裁終了後の決裁文書の修正)

第 30 条の 2 決裁権者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認した文書を修正する場合は、別に定める手続により修正しなければならない。

第 2 節 出先機関

(文書の発送)

第 35 条 [略]

2 文書を発送しようとするときは、主務課において原議に施行日を記入し、次に定める手続により処理しなければならない。

(1) [略]

(2) 集中発送する文書以外の文書 (書留、速達等を除く。) は、宛先を明記した封筒に入れ、総務課の文書発送箱に入れること。

(3) 書留、速達等により発送する文書は、宛先を明記した封筒に入れ、総務課の発送担当者に提示すること。

(4) 小包郵便物として発送する文書は、主務課において包装し、宛先を明記の上、総務課の所定の場所に置くこと。

(5) [略]

3 [略]

(完結文書の整理及び保管)

第 39 条 [略]

2 フラットファイルを使用することが適当でない完結文書にあっては、他の適当な整理用文具を用いて整理することができる。この場合においては、整理した簿冊、箱等にフラットファイルに表示すべき項目と同じ内容の項目を表示しなければならない。

3 相互に密接な関連を有する完結文書は、同一の整理用文具 (フラットファイルを含む。以下「簿冊等」という。) にまとめて整理することができる。

4 [略]

(文書の保存期間)

第 41 条 文書の保存期間の区分は、法令等に別段の定めがある場合を除き、30 年、10 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満とする。

2 第 39 条第 3 項の規定により作成された年度若しくは年又は保存期間の異なる 2 以上の完結文書を同一の簿冊等にまとめて整理する場合の保存期間の区分は、当該簿冊等の中に整理された完結文書のうち最も長く保存するものの区分によるものとする。

3・4 [略]

(保存期間満了後の措置)

第 41 条の 2 主務課長は、前条第 4 項に規定する保存期間の起算日

(文書の引継ぎ)

第43条 主務課長は、完結文書（前条の規定により自ら保管する文書並びに保存期間の区分が1年保存及び1年未満の文書を除く。）を総務課長に引き継がなければならない。ただし、常に利用する必要がある完結文書については、文書管理システムに所定の事項を登録することにより、主務課において保管することができる。

2・3 [略]

(保存期間が10年を超える文書の引継ぎ)

第44条 総務課長への保存期間が10年を超える文書の引継ぎは、前条の規定によるほか、次により複製本をして、文書登録票（別記様式第17号）を添えて行うものとする。

(1) 簿冊の大きさは、日本工業規格A列4番以下とすること。

ただし、総務課長が特に認めたものは、この限りでない。

(2) 1冊の厚さは、原則として7センチメートルを限度とし、これを超えるものは適宜分冊すること。

(3) 1冊の厚さが3センチメートルに満たないものは、ファイル管理基準表の中分類又は2以上の会計年度で合冊してよいこと。

(4) 完結文書は、事案の処理が終了した順に上から下に重ねること。

2 [略]

(文庫)

第45条 [略]

2 [略]

(職員の閲覧又は借覧)

第46条 文庫内の保存文書を閲覧又は借覧をしようとする職員は、保存文書閲覧・借覧簿（別記様式第20号）に必要事項を記入しなければならない。この場合において、総務課長は、当該閲覧又は借覧が不適当であると認めるときは、これを拒むことができる。

2～4 [略]

が属する年度又は年におけるできるだけ早い時期に、前条第1項及び第2項の区分による保存期間が満了した後の措置を定めなければならない。この場合において、主務課長は、歴史資料文書管理規程（平成12年訓令第7号）第3条から第5条までの規定により歴史資料文書として選別されることが見込まれる文書については、当該文書を整理した簿冊等に、その旨を朱書きするものとする。

2 主務課長は、前項の規定により定めた保存期間満了後の措置について、事務の遂行状況その他の状況を勘案して、適宜、適切な見直しを行うよう努めるものとし、保存期間満了前に当該措置を変更する必要があると認めるときは、これを変更することができるものとする。

(文書の引継ぎ)

第43条 主務課長は、完結文書（前条の規定により自ら保管する文書並びに保存期間の区分が1年保存及び1年未満の文書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を総務課長に引き継がなければならない。ただし、常に利用する必要がある完結文書については、文書管理システムに所定の事項を登録することにより、主務課において保管することができる。

2 前項の規定にかかわらず、主務課長が事務処理上特に必要であると認める完結文書は、事務を処理するために必要な期間に限り、主務課において保管することができる。この場合において、当該期間が経過したときは、速やかに、当該完結文書を総務課長に引き継がなければならない。

3・4 [略]

(保存期間が10年を超える文書の引継ぎ)

第44条 総務課長への保存期間が10年を超える文書の引継ぎは、前条の規定によるほか、文書登録票（別記様式第17号）を添えて行うものとする。

2 [略]

(文庫)

第45条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、総務課長が文庫による保存が適当でないと認める保存文書は、総務課長が指定する場所を文庫とみなして、当該場所において保存することができる。この場合において、当該保存文書の管理は、主務課長が行うものとする。

3 [略]

(職員の閲覧又は借覧)

第46条 文庫内の保存文書（前条第2項の規定により文庫とみなされた場所において保存される保存文書を除く。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は借覧しようとする職員は、保存文書閲覧・借覧簿（別記様式第20号）に必要事項を記入しなければならない。この場合において、総務課長は、当該閲覧又は借覧が不適当であると認めるときは、これを拒むことができる。

2～4 [略]

<p>(保管文書の廃棄) 第47条 保存期間が経過した保管文書は、主務課長が廃棄するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保存文書の廃棄) 第48条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主務課長が廃棄を決定した保存文書は、総務課長が廃棄するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(歴史資料としての管理) 第49条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2節 出先機関 様式第10号の2（第21条、第38条、第39条、第41条、第44条、第51条関係） [略]</p>	<p>(保管文書の廃棄) 第47条 保存期間が経過した保管文書は、主務課長が廃棄するものとする。<u>ただし、主務課長が事務処理上特に必要があると認めるものについては、事務を処理するために必要な期間に限り、引き続き主務課において保管することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(保存文書の廃棄) 第48条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主務課長が廃棄を決定した保存文書のうち、文庫（第45条第2項の規定により文庫とみなされた場所を除く。）で保存されるものは総務課長、同項の規定により文庫とみなされた場所で保存されるものは主務課長が廃棄するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(歴史資料としての管理) 第49条 [略]</p> <p>(点検の実施等) 第49条の2 職員は、文書の作成、整理、保管及び保存の状況について、少なくとも毎年度1回、自己点検を行わなければならない。</p> <p>2 総務課長は、前項の規定による自己点検の結果その他の事情を踏まえ、文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 出先機関 様式第10号の2（第21条、第38条、第39条、第41条、第51条関係） [略]</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第35条第2項第2号から第4号までの改正規定は、公布の日から施行する。

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を平成31年3月11日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画書及び計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更の理由

(1) 計画書

国土利用計画法第9条第9項の規定により国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本とする計画書について、第五次国土利用計画（全国計画及び宮崎県計画）が策定されたことに伴い記載内容を変更する。

(2) 計画図

- ・ 既に市街化の進んでいる地域であることから、都市計画法に基づく市街化地域に指定することとしており、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったため、農業地域を変更する。
- ・ 樹園地等として利用されている土地があり、農業地域として総合的に農業の振興を図る必要がある地域が生じたため、農業地域を変更する。
- ・ 他用途への転用により、現況森林でなくなり、森林としての

利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表 （単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	－	－	－	88,747
農業地域	306,902	35	2	33	306,935
森林地域	591,949	－	20	△20	591,929
自然公園 地 域	95,842	－	－	－	95,842
自然保全 地 域	192	－	－	－	192
計	1,083,632	35	22	13	1,083,645
白地地域	6,552	2	－	2	6,554

(2) 変更内容の地域区分別概要 （単位：ヘクタール）

変更に係る 5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農 業 地 域	宮 崎 市	—	2	△2
	美 郷 町	26	—	26
	西 米 良 村	9	—	9
森 林 地 域	延 岡 市	—	17	△17
	高 千 穂 町	—	3	△3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、佐土原八所土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐土原 幸 治	小林市野尻町大字三ヶ野山2541番地
理 事	菊 野 隆 裕	小林市野尻町大字三ヶ野山2003番地
理 事	池 田 敏 文	小林市野尻町大字三ヶ野山3035番地
理 事	榎 屋 安 雄	小林市野尻町大字三ヶ野山1698番地
理 事	坂 下 春 則	小林市野尻町大字三ヶ野山2697番地1
監 事	東 原 安 雄	小林市野尻町大字三ヶ野山2165番地口
監 事	古 園 哲 郎	小林市野尻町大字三ヶ野山3051番地

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐土原 幸 治	小林市野尻町大字三ヶ野山2541番地1

理 事	菊 野 隆 裕	小林市野尻町大字三ヶ野山2003番地
理 事	池 田 敏 文	小林市野尻町大字三ヶ野山3035番地
理 事	榎 屋 安 雄	小林市野尻町大字三ヶ野山1698番地
理 事	坂 下 春 則	小林市野尻町大字三ヶ野山2697番地1
監 事	東 原 安 雄	小林市野尻町大字三ヶ野山2165番地口
監 事	古 園 哲 郎	小林市野尻町大字三ヶ野山3051番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	下 沖 幸 男	北諸県郡三股町大字樺山5246番地1

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡都農町大字川北字久次牟田 15534番1 外6筆 1 5530番の一部、15530番2の一部、15533番1の一部、15538番の一部、15546番6の一部、15589番の一部、15592番4の一部、水路の一部	宮崎県都城市高崎町大牟田4251番地3 株式会社 ミヤチク 代表取締役社長 有馬 慎吾

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月28日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
(検査員の職務)							(検査員の職務)						
第 101条 契約担当者、契約担当者から検査を命ぜられた職員又は管理者から検査の委託を受けた者（以下「検査員」という。）は、請負契約の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分を含む。）につき、契約書、仕様書、設計書及びその他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査をしなければならない。							第 101条 契約担当者、契約担当者から検査を命ぜられた職員又は管理者から検査の委託を受けた者（以下「検査員」という。）は、請負契約の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分を含む。）につき、 <u>当該契約に係る監督員の立会いを求めた上で</u> 契約書、仕様書、設計書及びその他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査をしなければならない。						
2～6 [略]							2～6 [略]						
(企業出納員等の事務引継ぎ)							(企業出納員等の事務引継ぎ)						
第 202条 [略]							第 202条 [略]						
2 [略]							2 [略]						
3 第 1 項に規定する引継ぎを行うときは、前任者は企業出納員引継書に現金等及び有価証券引継計算書、証拠書類及び関係帳簿等を添えて後任者に引継ぎその旨管理者に報告しなければならない。この場合においては、企業出納員事務引継書に前任者及び後任者並びに立会人が記名押印するものとし、現金については各帳簿と対照した明細書を添え、帳簿については引継の日において最終記帳の次に年月日及び会計高を記入し、前任者及び後任者が記名押印するものとする。							3 第 1 項に規定する引継ぎを行うときは、前任者は企業出納員引継書に現金等及び有価証券引継計算書、証拠書類及び関係帳簿等を添えて後任者に引き継がなければならない。この場合においては、企業出納員事務引継書に前任者及び後任者並びに立会人が記名押印するものとし、現金については各帳簿と対照した明細書を添え、帳簿については引継ぎの日において最終記帳の次に年月日及び会計高を記入し、前任者及び後任者が記名押印するものとする。						
4 [略]							4 [略]						
別表第 1 勘定科目表							別表第 1 勘定科目表						
工業用水道事業会計勘定科目表							工業用水道事業会計勘定科目表						
収益							収益						
1 工業用水道事業収益							1 工業用水道事業収益						
款	項	目	節	細節	細々節	備考	款	項	目	節	細節	細々節	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
営業外収益						電気事業会計勘定科目表「財務収益」及び「営業外費用」に準じて整理する。	営業外収益						電気事業会計勘定科目表「財務収益」及び「営業外収益」に準じて整理する。
[略]						[略]	[略]						[略]

別記様式第 4 号中 「

受入通知	倉 入 伺	平成	年	月	日
------	-------	----	---	---	---

 を

「

受入通知	倉 入 伺	年	月	日
------	-------	---	---	---

 に改める。

別記様式第 5 号中 「

受領印	倉 出 伺	平成	年	月	日
-----	-------	----	---	---	---

 を

「

受領印	倉 出 伺	年	月	日
-----	-------	---	---	---

 に改める。

別記様式第 6 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 7 号中「(平成 年 月 日現在)」を「(年 月 日現在)」に改める。

別記様式第 8 号及び別記様式第 10 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 13 号 (その 2) 及び別記様式第 13 号 (その 3) 中「(平成 年 月 日現在)」を「(年 月 日現在)」に改める。

別記様式第 13 号 (その 4) 中「(平成 年 月)」を「(年 月)」に改める。

別記様式第 19 号及び別記様式第 21 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 27 号を次のように改める。

様式第27号

要 求 課				物 品 購 入 要 求 書				
要求伺い		年 月 日		予算執行伺い		年 月 日		
物品管理者	課長補佐	担当リーダー	担当者	物品受払通知者	課長補佐	担当リーダー	担当者	
要求伺確認(備品・準備品)				予算執行伺合議				
財務担当リーダー		課 員		担当者		総務課長		
品 名	規 格	数 量		単 価	金 額	備品・準備品No.		
			支出予定額					
			決 定 額					
			"					
			"					
			"					
			"					
			"					
購入の理由			消費税	"				
			予算執行予定額		¥			
納入希望期限	年 月 日		予 算 残 額		¥			
年 度	年度		決 定 金 額		¥			
会 計 名			見積業者名等 (決定業者には ○印を付すこと)	決定	見積業者名等			
科 目	款							
	項							
	目							
	節							
細節								
契約の方法								
見積等期日	年 月 日		見積等場所					
納入期限	年 月 日		納入場所					
入札保証金			契約保証金					
受入通知伺い 年 月 日				受入交付伺い 年 月 日				
物品受払通知者	課長補佐	担当リーダー	担当者	企業出納員	課長補佐	担当リーダー	担当者	
検査年月日	年 月 日		受入年月日	年 月 日				
納入年月日	年 月 日		出納簿等記帳済	年 月 日 印				
物品管理者 殿				企業出納員 殿			物品管理者	
上記のとおり交付します。				上記のとおり受領しました。			印	
交付年月日	年 月 日		管理簿等記帳済	年 月 日 印				

別記様式第27号(別紙)を削る。
別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号

修繕要求課		物 品 修 繕 要 求 書					
修繕要求伺い		年 月 日		予算執行伺い		年 月 日	
物品管理者	課長補佐	担当リーダー	担当者	物品受払通知者	課長補佐	担当リーダー	担当者
修繕の内容		予算執行伺合議					
		総務課長	課長補佐	担当リーダー	担当者		
品 名	規 格	数 量		単 価	金 額	備品・準備品No.	
			支出予定額				
			決定額				
			〃				
			〃				
			〃				
			〃				
納入希望期限	年 月 日			消費税	支出予定額		
				決定額			
年 度	年度			予算執行予定額	¥		
会 計 名				予算残額	¥		
科 目	款			決定金額	¥		
	項			見積業者名等 (決定業者には ○印を付すこと)	決定	見積業者名等	
	目						
	節						
	細節						
契約の方法							
見積等期日	年 月 日			見積等場所			
納入期限	年 月 日			納入場所			
入札保証金				契約保証金			
検査年月日	年 月 日			物品管理者 殿	物品管理者		
				年 月 日	印		
納入年月日	年 月 日			修繕物品を送付します。			

別記様式第42号中

受入通知伺				受入伺			
課長	課長補佐	担当リーダー	担当者	課長	課長補佐	担当リーダー	担当者
平成 年 月 日				平成 年 月 日			

を

「

受入通知伺				受入伺			
課長	課長補佐	担当リーダー	担当者	課長	課長補佐	担当リーダー	担当者
年 月 日				年 月 日			

に改める。

別記様式第43号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第45号中

払出通知伺				払出伺			
課長	課長補佐	担当リーダー	担当者	課長	課長補佐	担当リーダー	担当者
平成 年 月 日				平成 年 月 日			

を

「

払出通知伺				払出伺			
課長	課長補佐	担当リーダー	担当者	課長	課長補佐	担当リーダー	担当者
年 月 日				年 月 日			

に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第1号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）第12条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月28日

宮崎県公営企業管理者 企業局長 関 師 雄 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社モリタゴルフ
代表取締役 森 田 慎一郎
宮崎県宮崎市老松1丁目2番5号
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月28日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(経営管理課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(課内室の設置)</u></p> <p>第3条の2 経営管理課に県立病院整備推進室（以下「室」という。）を置く。</p> <p>(経営管理課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p>

(病院の内部組織)

第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院に、同表の第 2 欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第 3 欄に掲げる課又は科を置く。

病院	部等	課又は科
[略]		
県立延岡病院	[略]	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
[略]	[略]	

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

第 6 条 [略]

2 [略]

3 前条に規定する診療部（救命救急科、臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

4 前条に規定する診療部救命救急科、臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科の分掌事務は、次のとおりとする。

救命救急科

- (1) 救急患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者の入退院に関すること。
- (3) 救命救急科の診療に関する文書及び記録に関すること。
- (4) 救命救急科に属する医療器械及び医療器具の管守並びに診療室の管理に関すること。
- (5) 救急医療に係る医師の臨床研修に関すること。

臨床検査科

(1)～(3) [略]

病理診断科

(1)～(6) [略]

栄養管理科

(1) [略]

臨床工学科

(1)～(3) [略]

5～9 [略]

2 室においては、前項第 7 号に掲げる事務を分掌する。

(病院の内部組織)

第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院に、同表の第 2 欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第 3 欄に掲げる課又は科を置く。

病院	部等	課又は科
[略]		
県立延岡病院	[略]	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
	救命救急センター	救命救急科
[略]	[略]	

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

第 6 条 [略]

2 [略]

3 前条に規定する診療部（臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

4 前条に規定する診療部臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科の分掌事務は、次のとおりとする。

臨床検査科

(1)～(3) [略]

病理診断科

(1)～(6) [略]

栄養管理科

(1) [略]

臨床工学科

(1)～(3) [略]

5～9 [略]

10 前条に規定する救命救急センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 科に属する患者の診療に関すること。
- (2) 患者の入退院に関すること。
- (3) 救命救急センターの診療に関する文書及び記録に関すること。
- (4) 救命救急センターに属する医療器械及び医療器具の管守並びに診療室の管理に関すること。
- (5) 救急医療に係る医師の臨床研修に関すること。

(局医監等)
第7条 [略]
2～5 [略]

6～8 [略]

(県立病院整備対策監)

第7条の2 前条に規定する職のほか、本庁に、次の表の左側に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
県立病院 整備対策 監	上司の命を受けて、県立病院整備の総合調整に関する事務を掌理する。

(参事等)

第8条 前2条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職 務
課	副参事補	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は課の特定の事務を掌理する。
	[略]	

(病院の職員の職)

第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

病 院	職
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長 (医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 副部長 (医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長 (診療部放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任 (診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長

(病院の職員の職務)

第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
事務次長	事務局長を補佐する。

(局医監等)
第7条 [略]
2～5 [略]

6 室に室長を置く。

7 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。

8～10 [略]

(参事等)

第8条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]	
-----	--

2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職 務
課又は室	副参事補	上司の命を受けて、課又は室の特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、課又は室の特定の事務を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課又は室の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は課若しくは室の特定の事務を掌理する。
	[略]	

(病院の職員の職)

第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

病 院	職
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 主任部長 (医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 部長 (医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長 (診療部リハビリテーション科、放射線科及び臨床検査科に限る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任 (診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看護師長

(病院の職員の職務)

第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
事務次長	事務局長を補佐する (2人以上の事務次長を置く場合の各事務次長の職務の担当区分は、1人を統

<table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>課長</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>部長</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>技師長</td><td>上司の命を受けて、診療部臨床検査科又は放射線科に属する事務を処理する。</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>(主幹等)</p> <p>第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、第8条第2項の表の中欄に掲げる主幹、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同表右欄中「課」とあるのは、「病院」と読み替えるものとする。</p> <p>(技術員)</p> <p>第15条 [略]</p>	[略]		課長	[略]	部長	[略]	副部長	[略]	[略]		技師長	上司の命を受けて、診療部臨床検査科又は放射線科に属する事務を処理する。	[略]		<p>括とし、他を業務担当とする。)。。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>課長</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>主任部長</td><td>上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。</td></tr> <tr><td>部長</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>技師長</td><td>上司の命を受けて、診療部リハビリテーション科、放射線科又は臨床検査科に属する事務を処理する。</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> <p>(主幹等)</p> <p>第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、第8条第2項の表の中欄に掲げる主幹、<u>専門主幹</u>、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同表右欄中「課又は室」又は「課若しくは室」とあるのは、「病院」と読み替えるものとする。</p> <p>(医員)</p> <p>第15条 第10条及び第12条から前条までに規定する職のほか、病院に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><th>職</th><th>職 務</th></tr> <tr><td>医員</td><td>上司の命を受けて、科に属する事務に従事する。</td></tr> </table> <p>(技術員)</p> <p>第16条 [略]</p>	[略]		課長	[略]	主任部長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。	部長	[略]	[略]		技師長	上司の命を受けて、診療部リハビリテーション科、放射線科又は臨床検査科に属する事務を処理する。	[略]		職	職 務	医員	上司の命を受けて、科に属する事務に従事する。
[略]																																	
課長	[略]																																
部長	[略]																																
副部長	[略]																																
[略]																																	
技師長	上司の命を受けて、診療部臨床検査科又は放射線科に属する事務を処理する。																																
[略]																																	
[略]																																	
課長	[略]																																
主任部長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。																																
部長	[略]																																
[略]																																	
技師長	上司の命を受けて、診療部リハビリテーション科、放射線科又は臨床検査科に属する事務を処理する。																																
[略]																																	
職	職 務																																
医員	上司の命を受けて、科に属する事務に従事する。																																

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この企業管理規程の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる職に命ぜられたものとみなす。

部長	主任部長
副部長	部長
技師 (医師及び歯科医師に限る。)	医員

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月28日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)~(7) [略]	(1)~(7) [略]
<u>(8) 課長補佐 組織規程第7条第6項に規定する課長補佐をいう。</u>	<u>(8) 室長 組織規程第7条第6項に規定する室長をいう。</u>
(9)~(13) [略]	<u>(9) 課長補佐 組織規程第7条第8項に規定する課長補佐をいう。</u>
(管理者決裁事項及び本庁における専決)	(管理者決裁事項及び本庁における専決)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]

(病院における専決)

第 5 条 [略]

2 県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の事務局長、看護部長、事務次長及び主務課長は、別表第 3 のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。

別表第 4 (第 9 条関係)

組織	決裁権者又は専決権者	第一代決者	第二代決者
[略]			
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略]		
	事務局長	事務次長	
[略]			

3 室長は、別表第 1 (職員の服務等に関する事務の項にあっては、事項の欄13に限る。)に掲げる課長の専決することのできる事項について専決することができる。

(病院における専決)

第 5 条 [略]

2 県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の事務局長、看護部長、事務次長(2人以上置かれている場合にあっては、職務の担当が統括の者)及び主務課長は、別表第 3 のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。

別表第 4 (第 9 条関係)

組織	決裁権者又は専決権者	第一代決者	第二代決者
[略]			
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略]		
	事務局長	事務次長(事務次長を2人以上置く場合は当該事務次長が担当する事務に限る。)	
[略]			

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月28日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 4 号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(企業出納員の事務引継) 第 182 条 [略] 2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合においては、前任者において帳簿、証拠書類その他の書類及びその目録をそれぞれ2通作成し、前任者及び後任者が署名押印しなければならない。 3 第 1 項の規定による事務の引継が完了したときは、事務引継の当事者は、引継ぎが終了した旨を記載し、前任者及び後任者が署名押印した書類に前項に規定する書類をそれぞれ1通添えて所属長に報告しなければならない。 4 [略]	(企業出納員の事務引継) 第 182 条 [略] 2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合においては、前任者において帳簿、証拠書類その他の書類及びその目録をそれぞれ2通作成し、前任者及び後任者が記名押印しなければならない。 3 第 1 項の規定による事務の引継ぎが完了したときは、事務引継の当事者は、引継ぎが終了した旨を記載し、前任者及び後任者が記名押印した書類に前項に規定する書類をそれぞれ1通添えて所属長に報告しなければならない。 4 [略]

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月28日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 5 号

後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程

後期研修医研修資金貸与規程(平成25年宮崎県病院局企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">後期研修医研修資金貸与規程 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>後期研修医研修資金貸与条例</u> (平成25年宮崎県条例第15号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(後期臨床研修)</u></p> <p>第 2 条 <u>条例第 1 条の管理者が定める研修は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項 (平成19年厚生労働省告示第 108号) 第 1 条第 2 号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の対象者)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>条例第 3 条第 3 号の管理者が定める者は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>県以外の地方公共団体その他の団体から、宮崎県医師修学資金貸与条例 (平成18年宮崎県条例第50号) に基づく修学資金又は宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例 (平成20年宮崎県条例第25号) に基づく医師研修資金と同種の資金の貸与を受けた者でその返還の債務の履行を終えていないもの及び後期研修医研修資金と同種の資金の貸与を受けている者</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の期間)</p> <p>第 5 条 <u>条例第 5 条の後期研修医研修資金の貸与を受けることができる期間の算定については、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍することとなった日の属する月から在籍しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第 6 条 <u>後期研修医研修資金の貸与を受けようとする者は、後期研修医研修資金貸与申請書 (別記様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(保証人)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 6 条第 1 項の保証人 (以下「保証人」という。) は、独立の生計を営み、後期研修医研修資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。</u></p> <p>2 <u>後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書 (別記様式第 3 号) を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の決定)</p> <p>第 8 条 管理者は、第 6 条の申請書を受理したときは、その内容を</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例</u> (平成25年宮崎県条例第15号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(専門研修)</u></p> <p>第 2 条 <u>条例第 1 条の管理者が定める研修は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>医療法 (昭和23年法律第 205号) 第 6 条の 5 第 3 項及び第 6 条の 7 第 3 項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項 (平成19年厚生労働省告示第 108号) 第 1 条第 2 号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修</u></p> <p>(2) <u>一般社団法人日本専門医機構 (医師法施行規則 (昭和23年厚生省令第47号) 第19条の 2 第 1 号に規定する一般社団法人日本専門医機構をいい、以下この号において「機構」という。)</u> が認定した専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムに則って行われる研修</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる研修に準ずるものとして、管理者が適当と認める研修</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の対象者)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>条例第 3 条第 3 号の管理者が定める者は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>県以外の地方公共団体その他の団体から、宮崎県医師修学資金貸与条例 (平成18年宮崎県条例第50号) に基づく修学資金又は宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例 (平成31年宮崎県条例第10号) に基づく医師研修資金と同種の資金の貸与を受けた者でその返還の債務の履行を終えていないもの及び専攻医研修資金と同種の資金の貸与を受けている者</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の期間)</p> <p>第 5 条 <u>条例第 5 条の専攻医研修資金の貸与を受けることができる期間の算定については、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍することとなった日の属する月から在籍しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第 6 条 <u>専攻医研修資金の貸与を受けようとする者は、専攻医研修資金貸与申請書 (別記様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(保証人)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 6 条第 1 項の保証人 (以下「保証人」という。) は、独立の生計を営み、専攻医研修資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。</u></p> <p>2 <u>専攻医研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書 (別記様式第 3 号) を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸与の決定)</p> <p>第 8 条 管理者は、第 6 条の申請書を受理したときは、その内容を</p>

審査の上、後期研修医研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 後期研修医研修資金の貸与の決定を受けた者は、管理者が定める日までに後期研修医研修資金借用証書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(後期研修医研修資金の交付)

第10条 後期研修医研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(変更事項等の届出)

第11条 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第5号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 大学講座に在籍しなくなったとき又は後期臨床研修を受ける病院を国立大学法人宮崎大学医学部附属病院から変更したとき。

(3) [略]

2 後期研修医研修資金の貸与を受けた者で、後期研修医研修資金を返還していないもの(後期研修医研修資金の返還の全部を免除された者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第5号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(貸与の停止の申出等)

第12条 後期研修医研修資金の貸与を受けている者(その相続人を含む。)は、後期臨床研修を休止したとき又は条例第7条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、後期研修医研修資金貸与停止等申請書(別記様式第6号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、後期研修医研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、後期研修医研修資金貸与辞退申出書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

3 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、条例第7条第2項の規定により後期研修医研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る後期研修医研修資金を受領しているときは、当該後期研修医研修資金を管理者が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還の申出)

第13条 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、条例第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、後期研修医研修資金返還申出書(別記様式第8号)を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第14条 条例第9条の規定による後期研修医研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、後期研修医研修資金返還猶予申請書(別記様式第9号)に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の

審査の上、専攻医研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 専攻医研修資金の貸与の決定を受けた者は、管理者が定める日までに専攻医研修資金借用証書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(専攻医研修資金の交付)

第10条 専攻医研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(変更事項等の届出)

第11条 専攻医研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第5号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 大学講座に在籍しなくなったとき又は専門研修を受ける病院を国立大学法人宮崎大学医学部附属病院から変更したとき。

(3) [略]

2 専攻医研修資金の貸与を受けた者で、専攻医研修資金を返還していないもの(専攻医研修資金の返還の全部を免除された者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第5号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(貸与の停止の申出等)

第12条 専攻医研修資金の貸与を受けている者(その相続人を含む。)は、専門研修を休止したとき又は条例第7条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、専攻医研修資金貸与停止等申請書(別記様式第6号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

2 専攻医研修資金の貸与を受けている者は、専攻医研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、専攻医研修資金貸与辞退申出書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

3 専攻医研修資金の貸与を受けている者は、条例第7条第2項の規定により専攻医研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る専攻医研修資金を受領しているときは、当該専攻医研修資金を管理者が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還の申出)

第13条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、条例第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、専攻医研修資金返還申出書(別記様式第8号)を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第14条 条例第9条の規定による専攻医研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、専攻医研修資金返還猶予申請書(別記様式第9号)に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の

<p>上、<u>後期研修医</u>研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (返還の免除の申請等)</p> <p>第15条 条例第10条又は第11条の規定による<u>後期研修医</u>研修資金の返還の免除を受けようとする者は、<u>後期研修医</u>研修資金返還免除申請書(別記様式第10号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、<u>後期研修医</u>研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (委任)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、<u>後期研修医</u>研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>上、<u>専攻医</u>研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (返還の免除の申請等)</p> <p>第15条 条例第10条又は第11条の規定による<u>専攻医</u>研修資金の返還の免除を受けようとする者は、<u>専攻医</u>研修資金返還免除申請書(別記様式第10号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、<u>専攻医</u>研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (委任)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、<u>専攻医</u>研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

別記様式第1号中「後期研修医研修資金貸与申請書」を「専攻医研修資金貸与申請書」に、「後期研修医研修資金の」を「専攻医研修資金の」に、「後期研修医研修資金貸与規程」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程」に、「後期臨床研修」を「専門研修」に、「後期研修医研修資金については」を「専攻医研修資金については」に改める。

別記様式第2号中「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期臨床研修」を「専門研修」に、「後期研修医」を「専攻医」に、改める。

別記様式第3号中「後期研修医研修資金貸与規程」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程」に、「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期研修医」を「専攻医」に改める。

別記様式第4号中「後期研修医研修資金借用証書」を「専攻医研修資金借用証書」に、「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期研修医研修資金」を「専攻医研修資金」に改める。

別記様式第5号中「後期研修医研修資金貸与規程」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程」に改める。

別記様式第6号中「後期研修医研修資金貸与停止等申請書」を「専攻医研修資金貸与停止等申請書」に、「後期研修医研修資金貸与規程」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程」に、「後期臨床研修」を「専門研修」に改める。

別記様式第7号中「後期研修医研修資金貸与辞退申出書」を「専攻医研修資金貸与辞退申出書」に、「後期研修医研修資金の」を「専攻医研修資金の」に、「後期研修医研修資金貸与規程」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程」に改める。

別記様式第8号中「後期研修医研修資金返還申出書」を「専攻医研修資金返還申出書」に、「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期研修医研修資金の」を「専攻医研修資金の」に改める。

別記様式第9号中「後期研修医研修資金返還猶予申請書」を「専攻医研修資金返還猶予申請書」に、「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期研修医研修資金の」を「専攻医研修資金の」に改める。

別記様式第10号中「後期研修医研修資金返還免除申請書」を「専攻医研修資金返還免除申請書」に、「後期研修医研修資金貸与条例」を「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例」に、「後期研修医研修資金の」を「専攻医研修資金の」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、この規程による改正後の宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程第2条第2号の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規程による改正前の後期研修医研修資金貸与規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程による改正後の宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にこの規程による改正前の後期研修医研修資金貸与規程の規定により提出された申請書その他の書類は、この規程による改正後の宮崎県病院局専攻医研修資金貸与規程の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

人事委員会規則

平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第2号

平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年宮崎県条例第50号。以下「平成30年改正県給与条例」という。)附則第6項から第9項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年宮崎県条例第51号。)

以下「平成30年改正市町村立学校給与条例」という。) 附則第5項から第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成30年改正県給与条例附則第6項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める額等)

第2条 平成30年改正県給与条例附則第6項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項の当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額は、平成27年4月1日(以下「特定切替日」という。)において55歳を超える職員について、特定切替日に受けることとなる号給に、3号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮した号給を加えた場合に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号。以下「平成27年改正県給与条例」という。)第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「改正前の県給与条例」という。)の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)若しくは第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「改正前の任期付職員給与条例」という。)の規定又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号。以下「平成27年改正市町村立学校給与条例」という。)第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。以下「改正前の市町村立学校給与条例」という。)の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用したならば、当該職員が特定切替日において受けることとなる給料月額とする。

2 平成30年改正県給与条例附則第6項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 特定切替日以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1号において同じ。)をした職員

(2) 特定切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第2号において同じ。)をした職員

(3) 特定切替日前に次に掲げる期間(この号及び次条第3号において「休職等期間」という。)がある職員であって、特定切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年宮崎県条例第62号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年宮崎県条例第46号)第10条の規定による号給の調整をいう。次条第3号において同じ。)をされたもの

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間

カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇(職員の負傷又は疾病に係るものに限る。)、勤務時間等条例第7条若しくは第8条の規定による休暇又は勤務時間等条例第8条の2第2項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

キ 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるカに規定する休暇の承認を受けていた期間

ク 地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ケ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

(4) 特定切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第4号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

(5) 特定切替日以降に再任用職員異動(地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第5号において同じ。)をした職員

(6) 特定切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成30年改正県給与条例附則第7項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第6項の規定による給料の支給)

第3条 平成30年改正県給与条例附則第7項において読み替えて準用する平成30年改正県給与条例附則第6項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第6項において読み替えて準用する平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分(特定切替日以降に該当することとなった場合に限り)に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額とする。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 特定切替日の前日に当該異動があったものとした場合(特定切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、特定切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に、平成30年改正県給与条例第7条の規定による改正前の平成27年改正県給与条例(以下「改正前の平成27年改正県給与条例」という。)附則第3項又は平成30年改正市町村立学校給与条例第3条の規定による改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例(以下「改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例」という。)附則第3項の規定を適用したならば、特定切替日において受

けることとなる給料月額に相当する額

- (2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 特定切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合(降格を2回以上した場合には、特定切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の平成27年改正県給与条例附則第3項又は改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば、初任給等規則第23条の規定の例により特定切替日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 特定切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 特定切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に、改正前の平成27年改正県給与条例附則第3項又は改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば、特定切替日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 育児短時間勤務等をしている職員 特定切替日に改正前の県給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)、改正前の任期付職員給与条例の規定又は改正前の市町村立学校給与条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用した場合に、改正前の県給与条例別表第1から別表第5までの給料表、改正前の任期付職員給与条例第7条第1項の給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表に掲げる給料月額のうち、特定切替日にその者が受けることとなる号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 特定切替日に改正前の県給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)又は改正前の市町村立学校給与条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用した場合に、改正前の県給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、特定切替日にその者が属していた職務の級に応じた額(イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。)
- イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額(平成30年改正県給与条例附則第8項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 平成30年改正県給与条例附則第8項において読み替えて準用する平成30年改正県給与条例附則第6項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第7項において読み替えて準用する平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員(特定切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)が、特定切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に、改正前の平成27年改正県給与条例附則第3項又は改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば、特定切替日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)とする。

2 平成30年改正県給与条例附則第8項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定は、人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、特定切替日以降に改正前の平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで若しくは改正前の平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項まで又は平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで若しくは平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものには適用しない。

3 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が特定切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成30年改正県給与条例附則第7項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第6項の規定による給料の額に相当する額を、平成30年改正県給与条例附則第8項又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで又は平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第3号

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則（平成27年宮崎県人事委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第4号

平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成27年宮崎県人事委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

時間外勤務命令の上限時間等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第5号

時間外勤務命令の上限時間等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年条例第43号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、時間外勤務（同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。）の命令の上限時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第2条 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第3条 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第4条 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員以外の職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員に限る。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1）次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

（ア） 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について 360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について 720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い

部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について 100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について 720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則の第4条第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第6号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。	(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第7号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理職手当の額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員の管理職手当の額は、 <u>当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員に属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表</u>	(管理職手当の額) 第3条 <u>管理職手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料

第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員 人事委員会が別に定める額

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第8号

特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）第13条の2に規定する法人とする。	第3条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、 <u>沖繩振興開発金融公庫のほか、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
知事部局（本庁 会計管理局を含む。）	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課	知事部局（本庁 会計管理局を含む。）	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課

		の主幹又は副主幹 人事課の主幹 又は副主幹並びに人事又は給与の 事務に従事する副主幹、主査、主 主任主事及び主事 人事課行政改革 推進室の主幹又は副主幹並びに組 織・人材育成の事務に従事する副 主幹、主査、主任主事及び主事 財政課の主幹又は副主幹 財産総 合管理課の主幹又は副主幹 総務 事務センターの主幹又は副主幹			の主幹又は副主幹 人事課の主幹 又は副主幹並びに人事又は給与の 事務に従事する副主幹、主査、主 主任主事及び主事 人事課行政改革 推進室の主幹又は副主幹並びに組 織・人材育成又は改革推進の事務 に従事する副主幹、主査、主任主 事及び主事 財政課の主幹又は副 主幹 財産総合管理課の主幹又は 副主幹 総務事務センターの主幹 又は副主幹	
[略]	出先機関	[略]	[略]	出先機関	[略]	
		みやざき学園	[略]		みやざき学園	[略]
		林業技術セン ター	所長 副所長 管理研修課長		林業技術セン ター	所長 副所長 管理・林業大学 校研修課長
[略]		[略]	[略]		[略]	
備考 1 [略] 2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括 事務を処理する課長補佐並びに人事課の労務担当の課長 補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐を いい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報 課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「 秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理 する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査 、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当 の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行 うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」 とは、法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「 人事課の主幹又は副主幹」とは、人事又は給与の事務を 掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事又は給与の事務 に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人 事又は給与についてその企画に関する事務に従事する副 主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「人事課行政改 革推進室の主幹又は副主幹」とは、組織・人材育成又は 改革推進の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「組 織・人材育成の事務に従事する副主幹、主査、主任主事 及び主事」とは、組織・人材育成についてその企画に関 する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事を いい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財 政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹を いい、「財産総合管理課の主幹又は副主幹」とは、庁舎 管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事 務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支 給管理、給与旅費、厚生・年金又は健康管理の事務を掌 理する主幹又は副主幹をいう。 3 [略] 4 [略]				備考 1 [略] 2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括 事務を処理する課長補佐並びに人事課の労務担当の課長 補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐を いい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報 課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「 秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理 する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査 、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当 の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行 うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」 とは、法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「 人事課の主幹又は副主幹」とは、人事又は給与の事務を 掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事又は給与の事務 に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人 事又は給与についてその企画に関する事務に従事する副 主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「人事課行政改 革推進室の主幹又は副主幹」とは、組織・人材育成又は 改革推進の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「組 織・人材育成又は改革推進の事務に従事する副主幹、主 査、主任主事及び主事」とは、組織・人材育成又は改革 推進についてその企画に関する事務に従事する副主幹、 主査、主任主事及び主事をいい、「財政課の主幹又は副 主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を 掌理する主幹又は副主幹をいい、「財産総合管理課の主 幹又は副主幹」とは、庁舎管理の事務を掌理する主幹又 は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹 」とは、総務企画、給与支給管理、給与旅費、厚生・年 金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう 。 3 [略] 4 [略]		
附 則						
この規則は、平成31年4月1日から施行する。						